

温対法に基づき、市町が定める「促進区域」の設定に関する基準を **県の環境配慮基準** として定める。

※R5年5月
滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり
審議会(第1回)資料

○ 再エネ導入を促進する区域を適切に設定するための基準

✕ 再エネ導入を制限する区域

◆ 温対法改正の背景

地域の脱炭素を実現するためには、**地域の裨益につながる再エネの活用**が重要であり、環境への配慮を踏まえた**地域の課題解決に貢献する再エネの活用**を目指す「地域脱炭素化促進事業」を推進する仕組みが地方公共団体実行計画制度において創設された。

◆ 温対法に基づく促進区域制度

関係者との合意形成を図ったうえで、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域「**促進区域**」を市町が設定

「促進区域」の設定に対するメリット

- ・環境に配慮した適切な再エネの立地誘導が促進される。
- ・促進区域内において再エネ導入を進める事業者が行う手続きが簡略化される。
- ・国からの支援制度(重点対策加速化事業など)において優遇措置される。 など

◆ 「促進区域」設定の流れ

国 全国一律の**環境配慮基準※**の策定
県 地域の実情に応じた**環境配慮基準※**の策定

市町 国や県の環境配慮基準を踏まえ、**関係者との合意形成**を図ったうえで「促進区域」を設定

※ 環境配慮基準によって「促進区域」から除外すべき区域等を設定

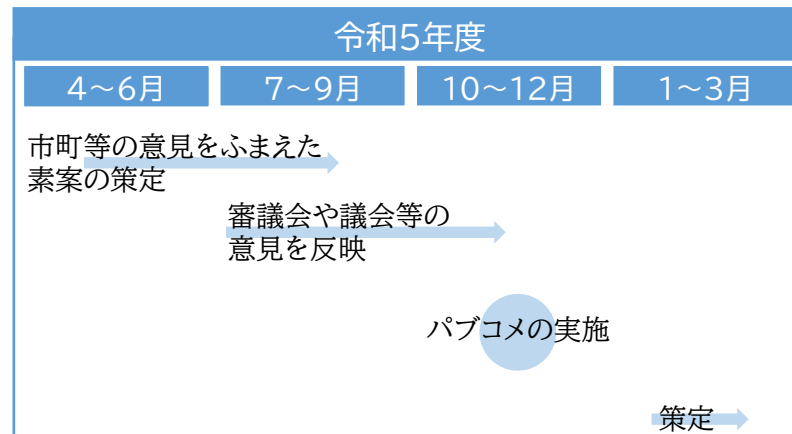
国や県が定める除外すべき区域

- 自然環境保全地域
- 国立公園の特別保護地区
- 国指定鳥獣保護区の特別保護地区 など

国や県が定める考慮すべき区域・事項

- (考慮すべき区域)
生息地等保護区の監視地区
砂防指定地 など
- (考慮すべき事項)
希少種の生息・生育への支障
騒音など生活環境への支障 など

県 環境配慮基準 策定スケジュール案



■ 他都道府県の検討状況

- ◆ 策定済み : 16都道府県
(対象とする施設の種類)
太陽光発電:16都道府県 風力発電:11都道府県
地熱発電 :1都道府県 バイオマス発電:5都道府県
中小水力発電:3都道府県

- ◆ 今年度策定予定 : 19都道府県

- ◆ 策定予定なし等 : 12都道府県

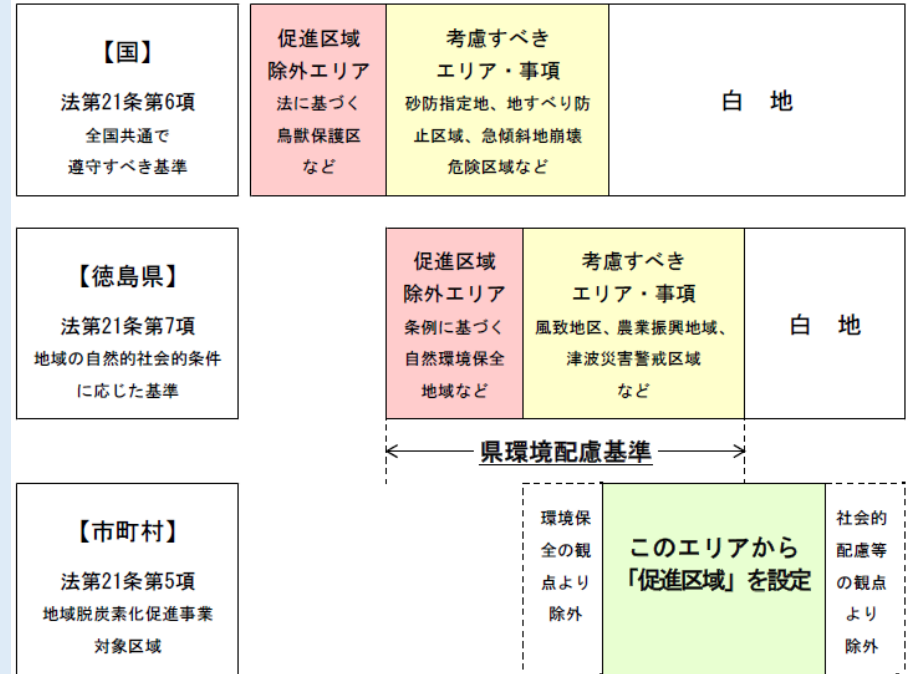
環境配慮事項

- 自然環境(国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全、希少野生生物、鳥獣保護等に関する法令・条例等)
- 景観保全(重要伝統的建造物群保存地区、風致地区、遍路道等)
- 農地の保全(農地法等)
- ため池の保全(農業用ため池の管理及び保全に関する法律等)
- 保安林(森林法等)
- 土砂災害防止(土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等)
- その他環境配慮に必要と認められる事項(津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域等)

※アンダーラインは、徳島県独自の特徴的な環境配慮事項

(参考事例)徳島県 (太陽光発電:令和4年7月策定)

～徳島県 環境配慮基準の位置づけ～



■ 県内市町の検討状況

◆ 設定済みの市町

- ・米原市(令和5年3月設定)

促進施設の種類および規模 : 太陽光発電 (約3,200 kW)

対象となる区域 : 米原駅周辺民生施設群 (脱炭素先行地域選定地域の一部)

◆ 検討中の市町

- ・大津市、近江八幡市、草津市、甲賀市、湖南市、高島市

※いずれも太陽光発電に関して検討

地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」に係る 環境配慮基準の策定について

1.地球温暖化対策推進法の改正による「地域脱炭素化促進事業」

2. 滋賀県の再エネ導入の現状

3. 滋賀県 環境配慮基準の案

1.地球温暖化対策推進法の改正による「地域脱炭素化促進事業」

- ① 法改正の背景
- ② 「地域脱炭素化促進事業」の推進
- ③ 再エネ導入に係る主な法規制等

1.地球温暖化対策推進法の改正による「地域脱炭素化促進事業」

①法改正の背景

地域の脱炭素化には、地域や経済の活性化にもつながら再エネの有効活用が重要である。

一方で、不適切な再エネの開発に伴う環境影響等による地域トラブルが全国的な問題となっている。



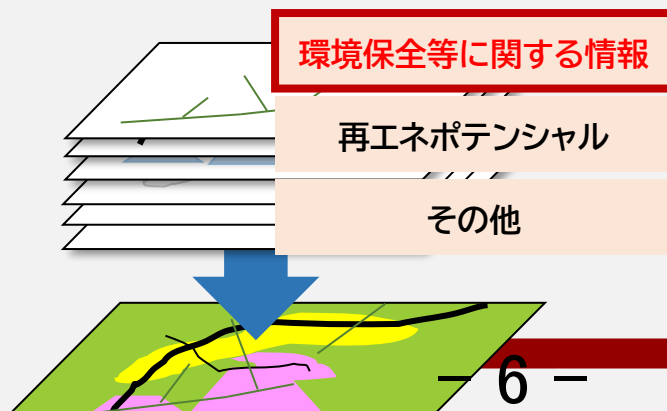
②「地域脱炭素化促進事業」の推進

地球温暖化対策推進法の改正により、自然環境や地域社会への影響が少ないエリアを再エネ導入を促進する区域(「促進区域」)として市町が設定し、地域の課題解決にも貢献する再エネ導入(地域脱炭素化促進事業)を推進する制度が創設された(令和4年度から)。

市町が促進区域を設定する際には、国や県の「環境配慮基準」を踏まえる必要がある。

市町

地域資源である再エネを誘導するエリア等を協議会で議論し市町の計画(温対法に基づく市町の実行計画)に反映



事業者

市町の計画を踏まえ再エネ導入事業を検討



事業の予見可能性が向上協議会の活用等により、合意形成がスムーズに。



市町が認定

地域脱炭素化促進事業

地域に貢献する再エネ導入事業

4

③ 再エネ導入に係る主な法規制等

地形(周辺環境)への影響

森林法

砂防三法

地すべり等防止法 砂防法
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

盛土規制法

騒音規制法 振動規制法
土壤汚染対策法 滋賀県公害防止条例

生物の多様性・生態系への影響

環境影響評価法
滋賀県環境影響評価条例

自然環境保全法
滋賀県自然環境保全条例
滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例

景観・眺望への影響

自然公園法(自然の風景地の保護)
滋賀県立自然公園条例

景観法(良好な景観の形成)
都市計画法
滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
文化財保護法
滋賀県文化財保護条例

その他

再エネ特措法 FIT制度に関する制度の整備

電気事業法 発電設備の適切な工事・維持・運用

農業振興地域の整備に関する法律(農業の健全な発展)
農地法(農地の確保)

滋賀県土地利用に関する指導要綱(10,000㎡以上の土地の開発)
国土利用計画法(土地に関する権利の移転等)
工場立地法(工場立地に対する環境の保全)
建築基準法
河川法
消防法
港湾法

規制強化等に関する国の動き

再エネ特措法

2016年 ・接続契約を締結していない**案件の失効** ・**運転開始期限**の設置
2020年 ・**認定失効制度**の創設 ・**解体等積立て制度**の創設

2023年以降

- ・事業計画の認定要件に**周辺地域への事前周知**義務化
- ・**関係法令**の許可が必要な場合はすでに許可をしていることを認定要件に追加
- ・FIT等の**交付を留保**する仕組み ・**事業譲渡**の際の**手続強化** ・**認定事業者の責任**の明確化 など

森林法

2023年4月 太陽光発電に係る**林地開発許可の対象要件引下げ**(1ha→0.5ha)

盛土規制法

2023年5月 **危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制(都道府県が規制区域を指定)**

電気事業法

2023年3月 ・小規模事業用電気工作物に係る届出制度(使用前自己確認)

2023年以降

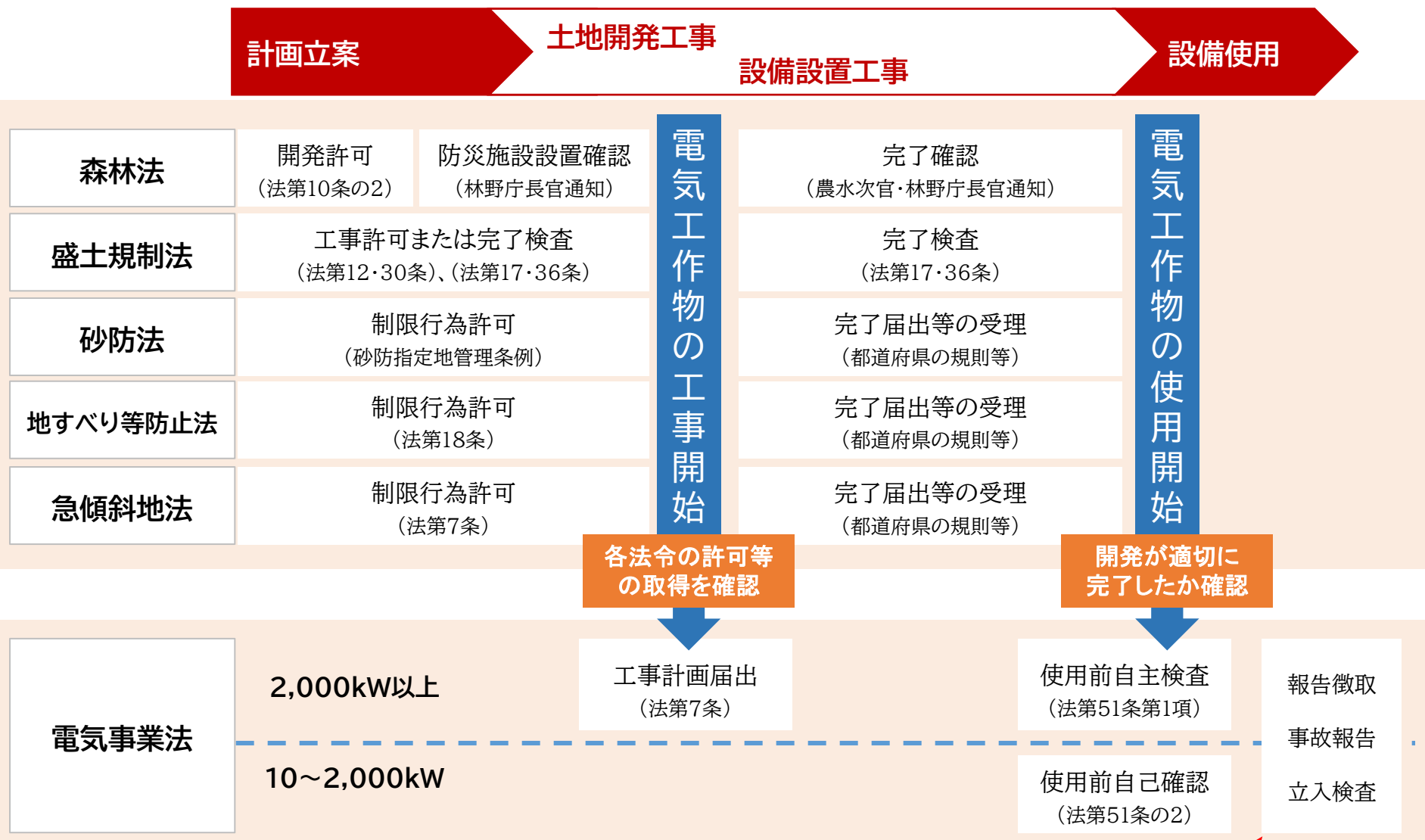
- ・小規模再エネ設備について、**原則柵堀の設置**を義務化
- ・**関係法令**で工事等の完了確認を得ているかを使用開始前時点で確認 など

2023年3月 再エネ特措法認定システムを活用した通報システムの運用開始

その他

太陽光パネルのリサイクルを促進するための支援策やリサイクル制度のあり方について検討
非FIT・非FIP案件を含めた規律の強化の検討

電気事業法における関係法令遵守の確認



2022年度
 災害リスクが高い太陽光
 発電設備約300件の立入
 検査を実施(経産省)

2. 滋賀県の再エネ導入の現状

- ① 滋賀県の再エネ導入目標
- ② 森林や砂防地域等における開発の件数(県内)
- ③ 太陽光発電の設置に関して市町が把握するトラブル等の発生状況

2. 滋賀県の再エネ導入の現状

① 滋賀県の再エネ導入目標

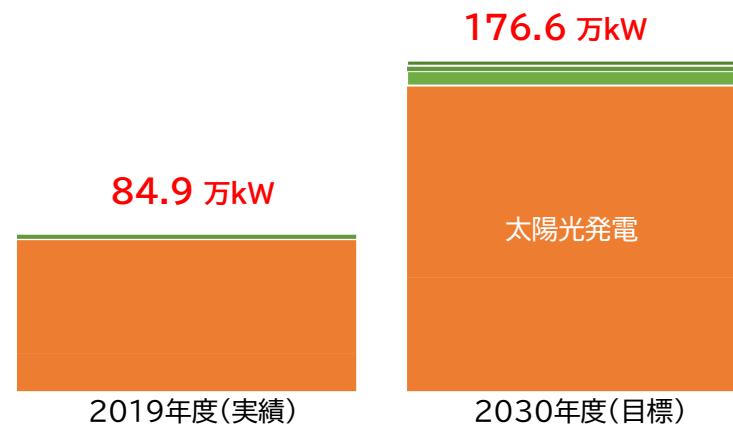
「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」で目指す再エネ導入目標

◆太陽光発電 81.2万kW ⇒ 163.2万kW

◆小水力発電 2.7万kW ⇒ 2.9万kW

◆風力発電 0.15万kW ⇒ 7.8万kW

◆バイオマス発電 0.7万kW ⇒ 2.7万kW



⇒ 滋賀県の再エネ導入ポテンシャルは「太陽光発電発電」が中心

「促進区域」の設定を検討している市町

市町照会結果(令和5年6月実施)から作成

長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、湖南市、高島市、竜王町

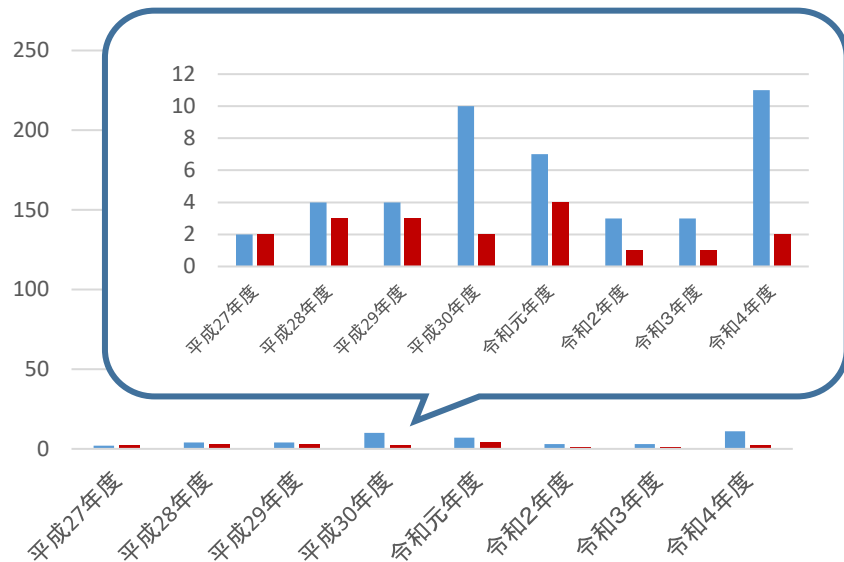
※いずれも太陽光発電を対象とすることを想定

2. 滋賀県の再エネ導入の現状

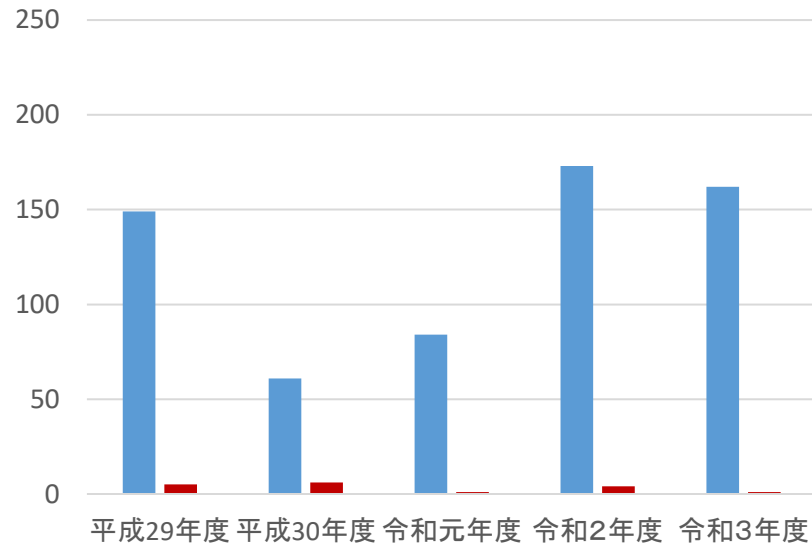
② 森林や砂防地域等における開発の件数(県内)



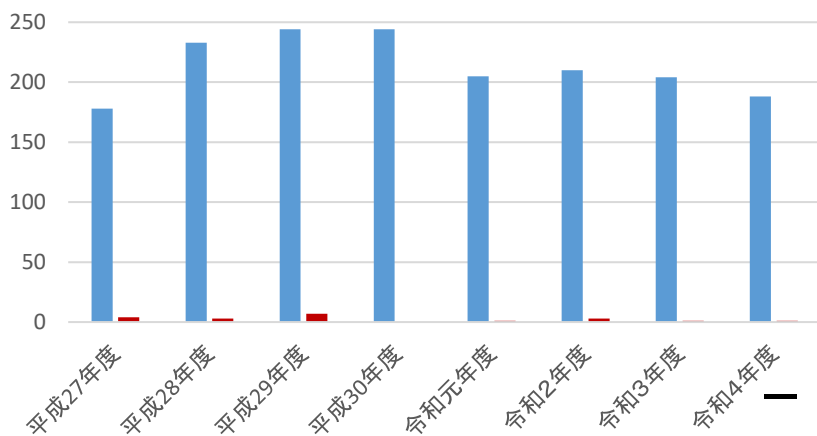
林地開発許可件数(件):森林法



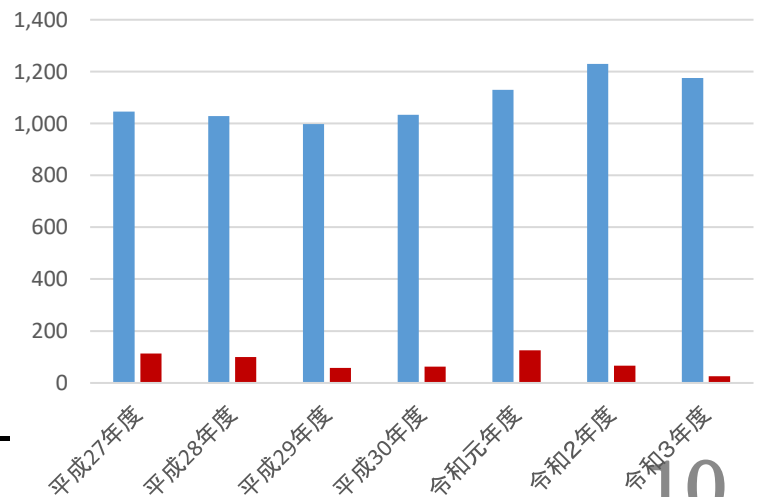
砂防指定地内の行為許可件数(件):砂防法



自然公園内の許可件数(件):自然公園法



農地転用許可件数(件):農地法



2. 滋賀県の再エネ導入の現状

③ 太陽光発電の設置に関して市町が把握するトラブル等の発生状況(直近5年程度)

	内容	対応状況
大津市	平成28年度「太陽光発電設備の設置計画に対する指導」 住宅隣接地での開発計画、現状の森林伐採、それに伴う景観の悪化、伐採による山地部の表面排水が起因する土砂の崩壊、反射光による支障、騒音 など	森林法に基づく現地確認・指導を県が実施市の規制等に関する条例に基づき対応
	令和元年度「太陽光発電設備の設置計画に対する指導」 住宅隣接地での開発計画、土砂警戒区域内での計画、反射光による支障 など	市の規制等に関する条例に基づき対応
彦根市	令和4年度に把握 4m程度の盛土の上に設置、雑草対策不良や法面シートの整備不良 など	管理業者に苦情が出ていることを伝え、適切な対応を行うように調整 管理業者が整備を実施
甲賀市	令和3年度 集中豪雨により数回、太陽光発電施設の排水が流れ込む市道の側溝から水が溢れ、近隣の民家敷地へ一部流入	関係者間で協議を行ったが不調に終わったため、道路の管理者である市が側溝の排水口を広げることで対応
	令和3年度 集中豪雨により太陽光発電施設の法面崩壊や下流の民家や側溝へ土砂流出が発生	市の指導に基づき法面への種子吹付を事業者が実施
	令和3年度 甲賀市条例の未届による着工。太陽光発電施設建設予定地及び高速道路からの排水が集中豪雨時に一気に側溝に流れ込むため濁水が発生	条例の届出については市からの指導により現在手続き中
高島市	令和4年度 太陽光発電設備敷地内からのごみの飛散	管理業者に連絡し回収等の対応を指示 管理業者対応済み
東近江市	令和5年度 ・近隣住民からの問い合わせにより、地元説明や必要な届出がなされていない太陽光発電の開発を把握(森林法による伐採届出は提出済み。)	市の指導要綱に基づき事業者に届出を求め一旦事業を中止

長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町については、トラブル等の把握無し

2. 滋賀県の再エネ導入の現状

【参考】太陽光発電の設置を対象とする市町の独自の規制条例や指導要綱等

大津市	大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例 大津市太陽光発電設備の設置ガイドライン
彦根市	彦根市指定工作物指導要綱
長浜市	長浜市景観条例 長浜市景観まちづくり計画
近江八幡市	近江八幡市風景計画
草津市	草津市景観計画
守山市	守山市景観計画
栗東市	栗東市景観形成ガイドライン
甲賀市	甲賀市みんなのまちを守り育てる条例 太陽光発電施設設置のガイドライン
野洲市	野洲市景観計画に基づく太陽光発電設備の景観形成基準(重点地区・一般地区共通)
湖南市	湖南市景観計画
高島市	高島市開発指導要綱
東近江市	東近江市太陽光発電設備設置に関する指導要綱
米原市	米原市太陽光発電施設の設置と生活環境等との調和に関する条例 米原市開発行為指導要綱
日野町	日野町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱
竜王町	竜王町の自然環境保全および土地利用に関する要綱
愛荘町	愛荘町太陽光発電設備設置に関する指導要綱
豊郷町	—
甲良町	—
多賀町	—

3. 滋賀県 環境配慮基準の案

1 基本事項

2 促進区域に含めない区域

3 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項

4 想定される促進区域の例示

5 基準の見直しについて

1 基本事項

1-1 基本的な考え方

自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、以下の考え方で 滋賀県の環境配慮基準を策定する。

地域の特性や地形に配慮した安全・安心な再生可能エネルギーの推進 ……**安全・安心**

多種多様な野生動植物に配慮した再生可能エネルギーの推進 ……**生物多様性**

琵琶湖をはじめとする自然環境や文化財などの景観・眺望に配慮した再生可能エネルギーの推進 ……**景観・眺望**

地域社会と調和し、地域の活性化にもつなげる再生可能エネルギーの推進 ……**地域との調和**

1-2 対象施設

本県の再生可能エネルギーのポテンシャルおよび導入目標を踏まえ、太陽光発電を対象とする。

市町からの意見 ※ 市町照会結果(令和5年6月実施)から作成

● 促進区域の設定にあたり市町が配慮が必要と考える内容

災害発生に対する配慮

安全・安心

- ・ **災害リスク**を最小限に留めるための配慮
- ・ **災害リスク**の増
- ・ **ハザード関係**の配慮
- ・ **土地の安全性への影響**が懸念される場所(土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域など)

景観・眺望への影響

景観・眺望

- ・ 琵琶湖を有する滋賀県として、**湖岸周辺へ太陽光パネル**を設置することに対する考え方。
- ・ **景観への影響**をなくす・最小限に留める配慮
- ・ 景観や周辺的生活環境への影響が懸念される場所(**反射による影響**)
- ・ 景観の視点などでの配慮すべきもの

生物の多様性・生態系への影響

生物多様性

- ・ **希少な動植物**の生息・生育環境保全
- ・ **生物多様性の確保**のために重要な場所(希少生物の生息地など)
- ・ 周辺の自然環境との調和

その他

地域との調和

- ・ 地元住民との**合意形成**
- ・ 優良な**森林**、**里山**、**農地**の保全
- ・ **農地**など土地利用に制限がある場所
- ・ **騒音**、**振動**、**悪臭等**による住民等への影響の配慮

● その他環境配慮基準に対する意見

- ・ 今後、**農地での太陽光発電**の設置も検討しているため、一律で除外することはやめてほしい。
- ・ 林地については、林地開発許可制度が比較的ゆりい制度なので、**木の伐採を伴う再エネ発電設備の導入は積極的にすべきではない**との考えから環境配慮基準で考慮すべきではないか。
- ・ 土地の安定性を考慮して**土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域も除外すべき区域**に設定すべきである。

国の環境配慮基準

1-1 除外すべき区域

促進区域に含めることが適切でない認められる区域	根拠法令
原生自然環境保全地域	自然環境保全法
自然環境保全地域	
国立/国定公園の特別保護地区・海域公園・第1種特別地域 (①)	自然公園法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
生息地等保護区の管理地区	

自然公園法に関する基準が限定的

1-2 市町村が考慮すべき区域

考慮すべき区域	根拠法令
国立公園、国定公園(上表①以外)	自然公園法
生息地等保護区の監視地区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
砂防指定地	
地すべり防止区域	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	地すべり等防止法
保安林であって環境の保全に関するもの	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	森林法

砂防指定地や保安林等が除外すべき区域ではなく、考慮すべき区域に位置付け

1-3 市町村が考慮すべき事項

考慮すべき事項	根拠法令
国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
騒音その他生活環境への支障	

2 促進区域に含めない区域

環境省令第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域(以下「除外する区域」という。))は次のとおり。

2-1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項

環境配慮事項	除外する区域	概要	設定根拠	分類
水の濁りによる影響	水源森林地域	森林の有する水源の涵養機能の維持を図るために、特に必要があると認める区域 (森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてられた県の地域森林計画の対象となっている民有林のうち地目が、山林、原野または保安林であるもの)	滋賀県水源森林地域保全条例	安全・安心
土地の安定性への影響	砂防指定地	土砂災害を未然に防ぐための砂防設備を工事したり、治水上砂防のために一定の行為を禁止または制限する必要のある土地 (国土交通大臣指定)	砂防法	安全・安心
	地すべり防止区域	空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがある地形と判断された箇所のうち、地すべりにより、人家・河川・鉄道・道路・官公署等に大きな被害を及ぼすおそれがある箇所のうち、地すべり現象のある区域およびこれに隣接する区域を法律に基づき指定した区域。(国土交通大臣 農林水産大臣指定)	地すべり等防止法	安全・安心
	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊によって居住者等に危害が生ずるおそれがあるため、その崩壊が助長されないように一定の行為を制限する必要のある土地	急傾斜地法	安全・安心
	保安林	水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共の目的を達成するために、指定された森林(農林水産大臣 知事指定)	森林法	安全・安心
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合に土石などが到達し、生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地のうち、土石などが建築物を損壊し、生命または身体に著しい危害が生ずるおそれが認められる土地の区域	土砂災害防止法	安全・安心

2-2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項

環境配慮事項	除外する区域	概要	設定根拠	分類
植物の重要な種及び重要な群落への影響	ヨシ群落保全区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨシ群落があり、自然景観、魚や鳥の生息状況、湖岸の侵食防止ならびに水質の保全という観点からヨシ群落の保全に努める必要があると認められる区域 ・周りの自然的条件から、ヨシを植え、守っていけば、ヨシ群落のもつ様々な機能が発揮できると認められる区域 	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例	生物多様性
	希少野生動植物種の生息・生育地保護区	希少野生動植物種の保護のため必要があると認められる生息地や生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、希少野生動植物種の保護のため重要と認められる区域	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	生物多様性
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	ラムサール条約湿地	国際的に重要な湿地として登録された湿地	ラムサール条約	生物多様性
	鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の生息環境を保全するために重要な場所について、開発等の行為を規制した区域	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	生物多様性
	希少野生動植物種の生息・生育地保護区	希少野生動植物種の保護のため必要があると認められる生息地や生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、希少野生動植物種の保護のため重要と認められる区域	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	生物多様性
地域を特徴づける生態系への影響	緑地環境保全地域	自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なもの	滋賀県自然環境保全条例	生物多様性
	滋賀県自然環境保全地域	自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なもの	滋賀県自然環境保全条例	生物多様性

3. 滋賀県 環境配慮基準の案

2 促進区域に含めない区域

2-3 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項

環境配慮事項	除外する区域	概要	設定根拠	分類
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立/国定公園 第2種特別地域 第3種特別地域	(国定公園) 国立公園に準ずる自然の風景地として、開発行為等が制限される公園。(環境大臣指定) ○第二種特別地域 ○第三種特別地域 ※国立公園については県内指定なし	自然公園法	景観・眺望
	県立自然公園 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域	県立公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、指定。 ○第1種特別地域 特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。 ○第2種特別地域 第1種特別地域および第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域。 ○第3種特別地域 特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については、原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域	滋賀県立自然公園条例	景観・眺望
	歴史的風土特別保存地区	古都を形作る枢要な部分を凍結的に保存することを目的に指定された地区	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	景観・眺望
	琵琶湖システム対象地域	国際連合食料農業機構から「世界農業遺産」として認定を受けた琵琶湖システムを受け継ぐ琵琶湖、湖の保全に寄与する農業実践農地、水源林保全区域	—	景観・眺望

2-4 その他滋賀県が必要と判断するもの

環境配慮事項	除外する区域	概要	設定根拠	分類
その他滋賀県が必要と判断するもの	河川区域	川の水が常時流れている区域および河川管理施設(堤防、水門、護岸)の敷地である土地の区域等のこと	河川法	安全・安心
	農用地区域	農業振興地域整備促進法において、「農用地等として利用すべき区域の土地」である保全すべき優良農地	農業振興地域整備促進法	地域との調和

3. 滋賀県 環境配慮基準の案

3 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項

3 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項

環境省令第5条の4第2項第2号に規定する「促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項(以下「環境配慮事項」という。)」等は次のとおり。

3-1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方	分類
騒音による生活環境への影響	保全対象施設(学校、病院等)の分布状況 住宅の分布状況	EADAS 地図情報	パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔距離を確保すること、または囲いを設ける等の防音対策を講じること	地域との調和
水の濁りによる影響	河川等の公共用水域の水質および利用状況	EADAS 水道事業者	造成中や造成後の濁水の発生防止対策を講じること	安全・安心
	各種漁業の操業の状況および産卵保護水面区域	滋賀県担当部局	排水先の河川や琵琶湖において、漁業権に基づく漁業や各種許可漁業が営まれている場合や保護水面区域が設定されている場合には、沈砂池や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること	安全・安心
	湖沼、ため池等の位置と規模、貯水量	EADAS 滋賀県HP	水のかん養機能等に留意した造成計画を検討すること	安全・安心
	地域の降水量の状況	気象庁HP	降雨時に事業地からの排水が周辺に流れ込むことがないように、適切な対策を整えておくこと	安全・安心
土地の安定性への影響	土砂災害警戒区域	滋賀県担当部局 滋賀県HP 砂防情報管理システム	計画地やその周辺に当該区域が存在する場合は、必要な調査、検討および措置を実施のうえ、土砂災害の発生を誘発、助長するおそれがないよう適切な防止対策を検討すること	安全・安心
	地先の安全度マップ	滋賀県担当部局 滋賀県HP	設備の設置場所が浸水の想定される区域である場合は、感電事故防止のため、パワーコンディショナや集電箱などの機器を、敷地内で想定される浸水深より高い位置に設置するなど、浸水リスクを回避すること	安全・安心
	洪水浸水想定区域	滋賀県担当部局 滋賀県HP 浸水想定区域図	水害リスクの高 ²² エリアは原則事業区域内に含まないこと。また、その他のエリアについても必要な措置を講じること	安全・安心

3-1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項(続き)

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方	分類
土地の安定性への影響	地盤沈下に係る状況	全国の地盤沈下地域の概況	事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	安全・安心
	盛土、切土	-	盛土および切土を行う場合は、必要な調査を行い、土地の安定性への影響を回避または極力低減する措置を講じること	安全・安心
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	保全対象施設(学校、病院等)の分布状況	EADAS 地図情報	保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込むなどの影響が想定される場合は、事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた使用のパネルを採用することやアレイの配置、向きを調整することなどにより影響を回避または低減する措置を講じること	景観・眺望
	住宅の分布状況	EADAS 地図情報		
	交通の状況	EADAS 地図情報		

3. 滋賀県 環境配慮基準の案

3 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項

3-2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方	分類
植物の重要な種及び重要な群落への影響	環境省レッドリスト	環境省HP 滋賀県担当部局	事業区域またはその周辺に希少な植物が生育する場合は、現地調査によりその分布を踏まえるなど、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	生物多様性
	滋賀県で大切にすべき植物群落	滋賀県担当部局 滋賀県HP		生物多様性
	自然記念物	滋賀県HP	事業区域に滋賀県自然環境保全条例第21条で指定する自然記念物がある場合は、同条例第22条に規定する「自然記念物に係る行為の禁止」を遵守すること	生物多様性
	ヨシ群落普通区域	滋賀県担当部局 滋賀県HP	事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	生物多様性
	保全上重要な湿地	環境省HP	生物多様性保全の観点から重要性が認められる区域については改変の回避等の配慮を行うこと	生物多様性
	生物多様性保全上重要な里地里山	環境省HP		生物多様性
	特定植物群落	環境省HP	事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	生物多様性
	巨樹・巨木林	環境省HP	指定対象の改変を避けた事業計画にすること	生物多様性
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	環境省レッドリスト	環境省HP 滋賀県担当部局	事業区域またはその周辺に希少な動物が生息する場合は、現地調査によりその分布を踏まえるなど、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	生物多様性
	滋賀県で大切にすべき野生生物	滋賀県担当部局 滋賀県HP		生物多様性
	イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン	滋賀県担当部局 滋賀県HP	「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」を踏まえ、事業に先立ち、関係機関と十分な協議の上、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること	生物多様性
地域を特徴づける生態系への影響	守りたい育てたい湖国の自然100選	滋賀県HP	指定対象の改変を避けた、または改変をできる限り小さくした事業計画にすること	生物多様性

3. 滋賀県 環境配慮基準の案

3 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項

3-3 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方	分類
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国定公園 普通地域	滋賀県HP	国定公園の区域のうち特別地域に含まれない区域であり、一定の行為をしようとするときは、必要な措置を講じること。	景観・眺望
	県立自然公園 普通地域	滋賀県HP	県立公園の区域のうち特別地域に含まれない区域であり、一定の行為をしようとするときは、必要な措置を講じること。	景観・眺望
	景観計画区域	滋賀県担当部局 滋賀県HP	「滋賀県景観計画ガイドライン」を参考に、事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。	景観・眺望
	風致地区	滋賀県・市町担当部局 滋賀県・市町HP	事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、政令等で定められた基準に適合したものとすること。	景観・眺望
	歴史的風土保存区域	滋賀県・市町担当部局 滋賀県・市町HP	政令で定められた基準がある場合、事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、基準に適合したものとすること。	景観・眺望
	重要文化的景観	滋賀県担当部局 文化財目録 各市町担当部局	事業区域内に重要文化的景観を含まないこと。また、事業区域が重要文化的景観に近接している場合には景観への影響を確認し、重要文化的景観を損なうことがないようにすること。	景観・眺望
	史跡、名勝、天然記念物の指定状況	国指定文化財等データベース 滋賀県担当部局 文化財目録 各市町担当部局	「滋賀県版環境影響評価技術ガイド- 歴史的遺産分野(文化財・伝承文化) -」を参考に、事業区域において調査を行い、史跡、名勝、天然記念物が存在する場合には、原則として改変を避けた事業計画にすること。	景観・眺望
	伝承文化	滋賀県担当部局 文化財目録 各市町担当部局	「滋賀県版環境影響評価技術ガイド- 歴史的遺産分野(文化財・伝承文化) -」を参考に、事業区域において調査を行い、必要な措置を講じること。	景観・眺望
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	自然歩道	滋賀県HP	当該歩道の改変を避けた、または改変をできる限り小さくした事業計画にすること。	景観・眺望
	緑の回廊	近畿中国森林管理局HP	事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。	景観・眺望

3. 滋賀県 環境配慮基準の案

3 促進区域の設定にあたって考慮すべき環境配慮事項

3-4 その他滋賀県が必要と判断するもの

環境配慮事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方	分類
その他滋賀県が必要と判断するもの	地下水の保全	-	地下水の保全(雨水の浸透や水循環の保全)の観点から、事業区域内の土壌や草地の保全、非舗装化や透水性舗装等を検討すること	安全・安心
	河川保全区域	滋賀県HP	河川の管理等への影響を回避または極力低減した事業計画にすること	安全・安心
	有形文化財	滋賀県担当部局 文化財目録 各市町担当部局	「滋賀県版環境影響評価技術ガイド-歴史的遺産分野(文化財・伝承文化)-」を参考に、事業区域において調査を行い、埋蔵文化財等が発見された場合には、必要な措置を講じること。	地域との調和
	埋蔵文化財			
	伝統的建造物群			
	過去の土地の利用状況	滋賀県担当部局 各市町担当部局	過去に廃棄物の処理施設等で使用された土地の場合には、改変による地下水等への影響に配慮するとともに、必要な手続きを行うこと。	地域との調和
	第1種農地等集団的優良農地 地域計画の区域内農地	市町担当部局、 市町農業委員会	事業区域に指定する場合には農地転用許可制度等農地制度との整合性を確保するとともに、荒廃農地の利活用や担い手による農地の集積・集約化との調整を図るなど地域農業の振興上支障とならない事業計画にすること。	地域との調和

4 想定される促進区域の例示

促進区域の設定が想定される箇所等

想定箇所		想定活用方法
公有地	公共施設、廃校のグラウンド、廃棄物処分場跡地、ため池など	非常時に防災拠点となる公共施設等で発電した電力を平常時に自家消費するとともに、非常時には防災用電源としても活用する。
工業団地	工業団地など	当該区域で発電した電力を工業団地内で自家消費する。
大型商業施設	大きな屋根や敷地、駐車場などを有する商業施設	当該施設で発電した電力を施設内で自家消費する。
民有地	耕作放棄地やゴルフ場跡地、工場跡地など	未利用地を活用し、太陽光発電を導入し、発電した電気や得られた利益の一部を地域に還元する。
特定の地区・街区	スマートコミュニティの形成を行う地区・街区など	特定の地区・街区において、太陽光発電の導入・利用を行うことを市町の施策として重点的に行うエリアを設定する。

(参考)促進区域の抽出例

公有地・公共施設 活用型	地方公共団体の所有する公有地や公共施設を活用して、再エネの設置を促進するエリアを促進区域として設定
地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成等を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定
事業提案型	民間提案による個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定

「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第3版) 環境省」から作成

5 基準の見直しについて

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況や、本県の自然的社会的状況、市町の意向等を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行うものとする。